

# 告示

## 埼玉県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 六千八百平方メートル

（変更後） 一万千八百平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二七二台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 八九四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一九五台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三三八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 一四三平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二二三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 九七立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一四七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前零時から翌午前零時

（変更後） 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前九時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前零時から翌午前零時

(変更後) 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前六時から翌午前二時

ハ 変更年月日

令和二年十一月五日

ニ 届出年月日

令和二年三月四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課